

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	情報公開・私学課	整理番号	3-11
処分の種類	新たな信託管理人の選任			
根拠法令条例等・条項	公益信託ニ関スル法律第8条 信託法129条第1項において準用する同法第62条第4項			
処分の概要	信託管理人である個人の死亡により信託管理人の任務が終了した場合において、利害関係人の申立て又は職権により、知事は新信託管理人を選任をできる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】信託法第129条第1項において準用する同法第62条第4項 (新信託管理人の選任等) 第二百九条 第六十二条の規定は、前条第一項において準用する第五十六条第一項各号の規定により信託管理人の任務が終了した場合における新たな信託管理人(次項において「新信託管理人」という。)の選任について準用する。 2～(略)</p> <p>第六十二条 第五十六条第一項各号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合において、信託行為に新たな受託者(以下「新受託者」という。)に関する定めがないとき、又は信託行為の定めにより新受託者となるべき者として指定された者が信託の引受けをせず、若しくはこれをする事ができないときは、委託者及び受益者は、その合意により、新受託者を選任することができる。 2・3(略)</p> <p>4 第一項の場合において、同項の合意に係る協議の状況その他の事情に照らして必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、新受託者を選任することができる。</p>			
基準の制定根拠	—			